

議案第48号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会教育長の給  
与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び三田市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和31年三田町条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年7月分から令和3年6月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、同項の規定中「100分の80」とあるのを「100分の75」と、「100分の85」とあるのを「100分の80」と読み替えて適用し、算定した額とする。

(期末手当の特例)

- 4 令和2年6月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。

(三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年三田町条例第20号)の一部を次のように改正する。

付則に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年7月分から令和3年6月分までの教育長の給料月額は、同項の規定中「100分の90」とあるのを「100分の85」と読み替えて適用し、算定した額とする。

(期末手当の特例)

- 4 令和2年6月に支給する教育長の期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。